

構造計算適合性判定業務手数料規程

第1条（趣旨）

この規程は、別に定める「日本建築検査協会株式会社 構造計算適合性判定業務規程」（以下「業務規程」という。）に基づき、日本建築検査協会株式会社（以下「J C I A」という。）が実施する構造計算適合性判定業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

第2条（判定手数料）

業務規程第21条に定める構造計算適合性判定手数料は、大臣認定プログラムによる場合及び国土交通大臣が定めた方法による場合の判定について、それぞれの審査方法に応じて別表に掲げる床面積の合計に応じた額とする。

- 2 前項の床面積の合計は、当該敷地内の一の建築物ごとに算定する。ただし、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第36条の4に定める建築物の二以上の部分がエキスパンジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している部分（地上部分がエキスパンジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合も含む。）は、それぞれ別の建築物とみなす。

附則

（施行日）この手数料規程は、令和4年5月1日より施行する。

（改定日）この手数料規程は、令和7年5月12日に改定し、令和7年7月1日から施行する。

別表

■ 日本全域

指定を受けた業務区域、都道府県知事から委任を受けた業務範囲全域の手数料

(非課税)

床面積の合計	認定プログラムを 用いた判定	左記以外の方法 による判定
1,000 ㎡以内のもの	150,000 円	216,000 円
1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの	177,000 円	276,000 円
2,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内のもの	214,000 円	349,000 円
10,000 ㎡を超え、50,000 ㎡以内のもの	301,000 円	514,000 円
50,000 ㎡を超えるもの	467,000 円	859,000 円

※1 JCIA より、適合判定通知の交付があった建築物の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模な修繕若しくは大規模な模様替えをする場合において、業務が効率的に実施できると判断される場合は、減額することができる。

※2 山口県は、認定プログラムを用いた判定以外の方法による判定において、「床面積の合計 10,000 ㎡を超え、50,000 ㎡以内の建築物」に該当する判定手数料の額は、山口県使用料手数料条例で規定する「建築基準法第 20 条第 1 項第 2 号イに規定する方法により構造計算が行われた建築物」の構造計算適合性判定申請手数料の額とする。

※3 岐阜県は、認定プログラムを用いた以外の方法による判定において、岐阜県指定構造計算適合性判定機関委任基準 第 3-3 「(10) その他知事が必要と認める建築物」に該当する判定手数料の額は、岐阜県土木関係手数料徴収条例に規定する構造計算適合性判定手数料の額とする。